



40年超の老朽炉・高浜原発1・2号機は廃炉に！

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

原子力規制委員会は、2月24日に、関西電力高浜原発1・2号機の原子炉設置変更許可申請について、新規制基準に適合するとの審査書案を了承し、パブリック・コメントが開始されました。高浜原発1・2号機は、すでに40年の運転期間を満了しており、再稼働のためには、今年7月7日までに新規制基準の適合性審査を全て終え、さらに寿命延長のための審査も終えていなければなりません。適合性審査には、基本設計といわれる、基準地震動、基準津波と事故対策について大まかな方針を確認するだけの設置許可だけでなく、詳細設計といわれる、耐震安全評価や防火対策、重大事故対応について、より詳細な確認を行う工事計画認可及び保安規定認可の手続きが必要ですが、今回は前者の基本設計について、最初の判断が出ただけです。

その内実は、耐震安全評価にしても、ケーブル防火対策にしても、重大事故対応にしても、できますやりますと書いているだけ、規制委側も方針を確認しただけ、具体的な確認はすべて詳細設計の審査に先送りとなっています。実証試験がこれからというものもあり、ケーブル防火対策や格納容器の外側にドームを設置するなどの改造工事は、審査を通した後の2019年に完了する予定でいます。関電、規制委側の双方が、期限優先の形だけ審査に走っているというのが実情です。

■炉内構造物の耐震安全性…新規制基準に適合せず

現在、審査の過程で大きな問題となっているのが、炉内構造物の耐震安全性です。基準地震動が大きくなったため、基準地震動が原発を襲った時に機器にはたらく力が、従来の評価手法で許容値を上回ってしまうのです。従来の手法というのは、耐震工認審査ガイドや耐震設計技術指針に示されたやり方ですから、この段階で、新規制基準に適合しないと判断すべきです。同様に寿命延長が問題になっている美浜原発3号機では、このような機器が、蒸気発生器細管など6つもあり問題になっていますが、高浜原発1・2号機にもあったのです。

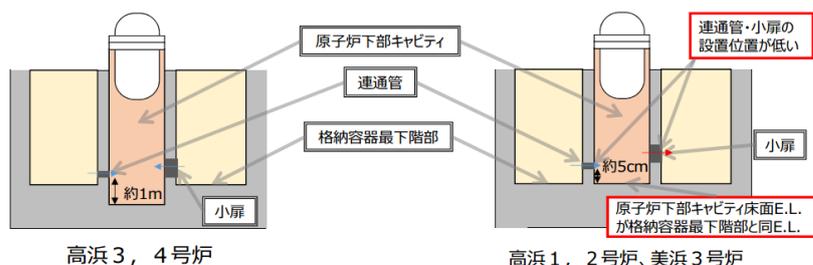
関電は、規格や基準に違反せずに炉内構造物の耐震安全性をクリアするために、手法を変えた上で、従来確保していた保守性をはずす評価を出しています。具体的には、一次冷却材ループの減衰率を従来は1%としていたものを3%にして振動が減衰しやすくしています。「保守性」「安全余裕」というのは、関電にとっては「本来なくてもいいもの」という意味のようです。

規格に従わない評価を用いる場合には、根拠となる実規模試験データが必要です。上記について、関電は米国の試験データで代用できると主張していましたが、規制委側は、実規模試験での確認が必要との考えを示し、関電は「実機による加振試験を実施予定」と回答しています。この種の試験は通常は数年かけて行うものであり、これを1、2か月で終えるというのは無理な話です。

■溶融炉心を受け止める水溜めは、わずか5cm

炉心が原子炉を突き抜けて溶け落ちる事故が発生した場合、加圧水型原発では、炉心直下に

水を溜めて溶融炉心を受け止める対策を講じようとしています。水蒸気爆発の可能性や、水が溜まるよりも前に溶融炉心が落ちてきた場合にコンクリートとの反応で水素が生じる恐れがあるなど、種々問題が指摘されていますが、高浜原発1・2号機については、現状では深さ5センチし



か水が溜まらない構造になっています。(図：関電適合性審査提出資料より)

関電は、連通管（貫通孔）をふさいでそれを上部に移動させ、ポンプで直接注水するラインを設けることによって水溜まりをつくらとしています。しかしほんとうにそれで、炉心溶融時に格納容器の損傷を防ぐことができるのでしょうか。いまのところ机上の空論でしかなく、有効性評価はこれからということになっています。

■ケーブルの防火対策も先送り・劣化による絶縁対策は未確認

新規基準により、ケーブルの防火対策は厳しくなり、原則、難燃性ケーブルの使用が義務付けられています。高浜原発1・2号には可燃性ケーブルが使われており、本来ならすべて交換する必要があります。関電は、ケーブルのまわりに難燃性の材料を巻くことによって、同等の効果が得られるとしています。その効果についての確認は、工事計画認可の審査に先送りとなりました。

また、1・2号機合わせて約1,300キロメートルというケーブルの工事も問題です。実際には施工できない箇所もありますし、確認作業をどうするのか。規制庁の検査がまったくあてにならないことは、柏崎刈羽原発に端を発するケーブル不正敷設問題でも明らかです。

さらに、老朽化によるケーブルの絶縁の可能性については、確認の方法すら示されていないのが実情です。

福島第一原発の事故は、1号機が40年を迎える15日前に発生しました。悲劇を繰り返さないためにも、寿命延長は許されず、高浜原発1・2号機は直ちに廃炉にすべきです。



3月11日 福井地裁提訴 高浜原発3・4号運転差止裁判

【当日の予定】

- 12:30 福井地裁に集合！各地からのアピール
- 13:30 みんなで裁判所に提訴
- 14:00 国際交流会館に移動
記者会見と交流会 福島からのメッセージとキューバ音楽、フリートーク
- 16:15 終了予定

【敦賀ー福井会場までの往復バスが出ます】

- 先着52名 往復1,000円（格安です）
- ★バス申込先メールアドレス：bus20160311@yahoo.co.jp
- 行き：敦賀11時30分発ー福井12時45分
- 帰り：福井16時15分発ー敦賀17時30分
- ※関西から敦賀までは、

3月上旬発売のJR「関西1デイパス」で往復3,600円
「福井から原発を止める裁判の会」代表 中寫哲演 事務局長 嶋田千恵子



★さよなら原発関西アクション

3月13日（日） 大阪市中央公会堂&水上ステージ 詳しくはチラシ参照

★3月23日（水）国相手の大飯原発止めよう裁判第17回法廷にご参加を

14:30～ 大阪地裁202号法廷

※傍聴の抽選 14:15 別館南側玄関前／14:00～14:15 抽選券配布に並んでください

終了後に報告・交流会 15:00～17:00 NSE貸会議室堂島店（裁判所の近くです）

◇法廷の報告・議論

◇高浜4号緊急停止事故、漏えい事故などについて報告・議論（予定）